

産業廃棄物関係の許可申請手続き

～収集運搬業編～

令和5年9月

香川県環境森林部循環型社会推進課

はじめに

(1) 許可の対象者

排出事業者から委託を受けて産業廃棄物の収集運搬を行おうとする者は、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。排出元からの運搬だけでなく、積替え保管行為も許可の対象となります。

産業廃棄物の積み下ろしを行う場所や積替え保管を行う場所によって、香川県知事又は高松市長の許可が必要となります。

なお、排出事業者自らが産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、許可は不要です。

必要な許可	事業の内容
香川県知事	・ 県内（高松市内を含む。）で収集運搬を行う場合 ※高松市内で積替え保管を行う場合は、別途高松市長の許可が必要です。
高松市長	・ 高松市内だけで収集運搬を行う場合 ・ 高松市内で積替え保管を行う場合

<高松市の窓口>

高松市環境局環境指導課

〒760-0080

香川県高松市木太町 2282-1 環境業務センター内

TEL : 087-839-2380

(2) 許可の期間

許可の期間は5年間です。

その後も事業を継続する場合は、許可の期限の3ヶ月前を目途に許可更新の手続きを行ってください。更新手続きがなされない場合は、自動的に許可の効力を失います。

※許可の更新を受けた者であって、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間において事業停止命令を受けていないことその他の当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたものについては、許可の期間は7年間となります。詳しくは窓口にお問合せください。

(3) 変更

許可を受けた後、取り扱う産業廃棄物の種類や積替え保管を追加するなど、事業内容を変更しようとする場合は、事前に変更許可を受ける必要があります。

また、許可証の住所、氏名・法人の役員・運搬車両などを変更する場合は、変更届を提出する必要があります。

(4) 用語の定義

次のとおり略記しています。

法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

1 窓口・提出先

香川県の窓口は、個人・法人の住所を所管する保健福祉事務所環境管理室等です。

また、高松市及び香川県外に個人・法人の住所を有する方は、東讃保健福祉事務所環境管理室が窓口となります。

申請者の所在地	窓口・提出先	連絡先等
東かがわ市、さぬき市、木田郡、香川郡、高松市、香川県外	東讃保健福祉事務所環境管理室	〒769-2401 香川県さぬき市津田町津田 930-2 TEL：0879-29-8273
丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡	中讃保健福祉事務所環境管理室	〒763-0082 香川県丸亀市土器町東八丁目 526 TEL：0877-24-9966
観音寺市、三豊市	西讃保健福祉事務所環境管理室	〒768-0067 香川県観音寺市坂本町七丁目 3-18 TEL：0875-25-6431
小豆郡	小豆総合事務所環境森林課	〒761-4121 香川県小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5 TEL：0879-62-2731

2 提出方法等

(1) 申請受付時間

平日の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 提出部数

1 部

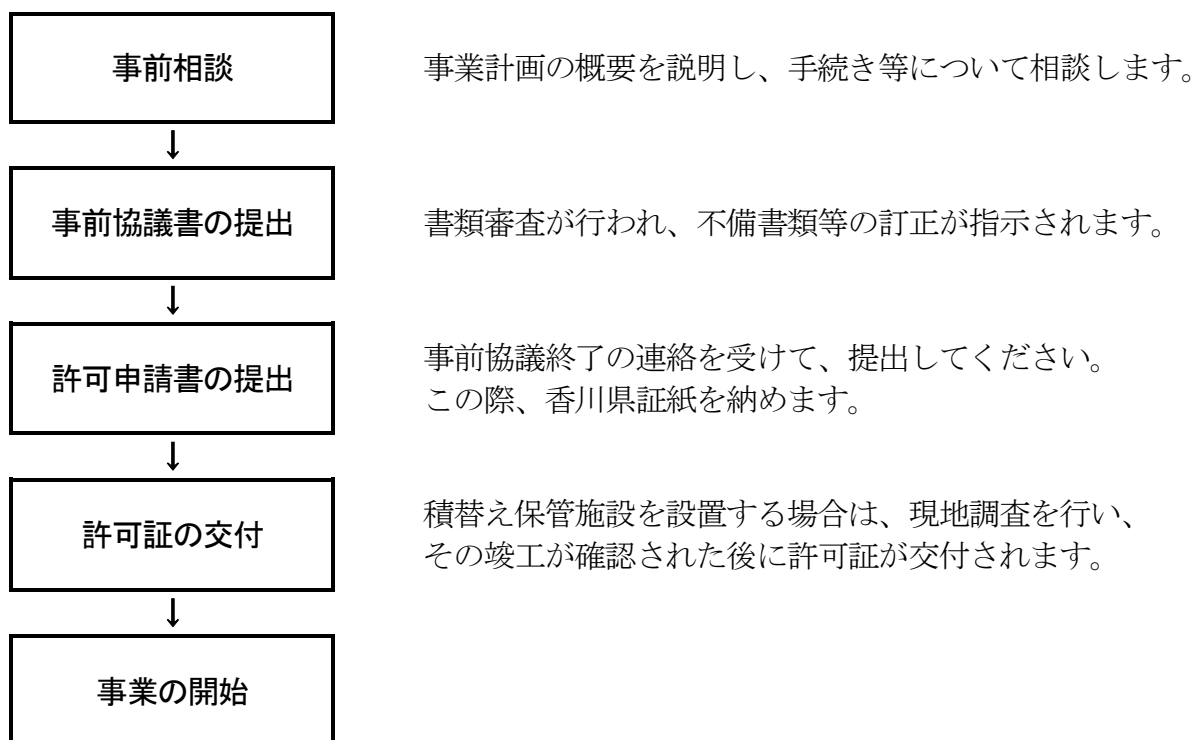
※必ず提出する書類一式のコピーを取っておいてください。次回の更新手続き時に必要になります。

3 申請手数料

事前協議終了後、許可申請書の提出の際に香川県証紙を納めます。

種類	区分	金額
産業廃棄物収集運搬業	新規許可	81,000 円
	更新許可	73,000 円
	変更許可	71,000 円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	新規許可	81,000 円
	更新許可	74,000 円
	変更許可	72,000 円

4 手続きの流れ



5 提出書類

<事前協議書>

(1) 使用する様式

次表の種類・区分に応じた様式に所定の事項を記載してください。【記載例 p. 1~3】

種類	区分	様式の名称
産業廃棄物収集運搬業	新規許可	産業廃棄物収集運搬業協議書
	更新許可	
	変更許可	産業廃棄物処理業の事業範囲の変更協議書
特別管理産業廃棄物収集運搬業	新規許可	特別管理産業廃棄物収集運搬業協議書
	更新許可	
	変更許可	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更協議書

(2) 添付書類

No.	添付書類	具体例
1	事業計画の概要を記載した書類	⇒様式第6号の2に記載。 【記載例 p. 4、7、8】
2	事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	⇒様式第6号の2に記載。 【記載例 p. 5、6、9、10】

3	申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬車の自動車検査証記録事項（注1） ・運搬船の船舶検査証の写し ・運搬車・運搬船の名義が申請者以外の場合は賃貸借契約書等。 【積替え保管施設についてのみ】 <ul style="list-style-type: none"> ・土地及び建物の登記簿謄本及び公図 ・土地及び建物所有者の名義が申請者以外の場合は賃貸借契約書等。 ⇒使用承諾書： 【記載例 p. 14】
4	当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会の修了証の写し（注2）
5	当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	⇒様式第6号の2に記載。 【記載例 p. 11】
6	【法人のみ】 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書の写し及び納税証明書（その1）（注3）
7	【個人のみ】 資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	⇒資産に関する調書は様式第6号の2に記載。 【記載例 p. 12】 <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書の写し及び納税証明書（その1）（注3）
8	【法人のみ】 定款又は寄附行為及び登記事項証明書	
9	【個人のみ】 次に掲げる①及び②の書類 ①住民票の写し ②成年被後見人及び被保佐人に係る登記事項証明書又は登記されていないことの証明書又は本籍地の自治体が交付する身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しは、本籍地（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等。以下同じ。）の記載が必要。 ・（注4）参照。
10	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面	⇒様式第6号の2に記載。 【記載例 p. 13】
11	【個人のみ】 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の次に掲げる①及び②の書類 ①住民票の写し ②成年被後見人及び被保佐人に係る登記事項証明書又は登記されていないことの証明書又は本籍地の自治体が交付する身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しは、本籍地の記載が必要。 ・（注4）参照。
12	【法人のみ】 役員の次に掲げる①及び②の書類 ①住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しは、本籍地の記載が必要。 ・（注4）参照。

	②成年被後見人及び被保佐人に係る登記事項証明書又は登記されていないことの証明書又は本籍地の自治体が交付する身分証明書	
13	<p>【法人のみ】 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の次に掲げる①及び②の書類</p> <p>①住民票の写し</p> <p>②成年被後見人及び被保佐人に係る登記事項証明書又は登記されていないことの証明書又は本籍地の自治体が交付する身分証明書 (これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しは、本籍地の記載が必要。 ・(注4) 参照。
14	<p>申請者に令第6条の10に規定する使用人(注5)がある場合には、その者の次に掲げる①及び②の書類</p> <p>①住民票の写し</p> <p>②成年被後見人及び被保佐人に係る登記事項証明書又は登記されていないことの証明書又は本籍地の自治体が交付する身分証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しは、本籍地の記載が必要。 ・(注4) 参照。
15	その他の書類又は図面	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて長期財務計画等を添付。

(注1) 「自動車検査証記録事項」については、検査時に受け取ったものの写し又は車検証閲覧アプリを使用して印刷したもののいずれかを提出してください。

※電子車検証が発行される前の車両については、従来どおり「自動車検査証の写し」を提出してください。

(注2) 許可に際しては、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」を修了していることが必要ですので、計画的に受講し、修了してください。

【(公財)日本産業廃棄物処理振興センターURL】<https://www.jwnet.or.jp/index.html>
講習会の修了者は、個人の場合は申請者本人又は令第6条の10に規定する使用人(注5)、法人の場合は法第14条第5項第2号ニに規定する役員又は令第6条の10に規定する使用人(注5)です。

※申請書に氏名が記載されていることが必要。

(注3) 納税証明書(その1)は、税務署窓口に行く必要はなく、非対面で請求から受取までできます。事前協議書を提出の際は、受け取った電子納税証明書を印刷し添付してください。電子納税証明書の受取方法は、以下のURLからご確認ください。

【URL】<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

(注4) 成年被後見人及び被保佐人に係る登記事項証明書又は登記されていないことの証明書は、高松法務局(郵送の場合は東京法務局)で取り扱っています。

詳細は高松法務局戸籍課(TEL:087-821-6417)にお問合せください。

【URL】 <http://houmukyoku.moj.go.jp/takamatsu/static/seinen-kouken1.htm>

(注5) 申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいいます。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② ①のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(その他)

①添付書類の統一様式

No. 1、No. 2、No. 5、No. 7 に掲げる事項のうち資産に関する調書及び No. 10 に掲げるものの様式は、様式第 6 号の 2 【記載例 p. 4～13】によります。

②有価証券報告書による代替

直前の事業年度（申請者が令第 6 条の 9 第 2 号に掲げる者に該当するものとして法第 14 条第 2 項の許可の更新を受けようとする者である場合にあっては、直前の二事業年度）に係る有価証券報告書を作成しているときは、No. 6 及び No. 8 に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができます。

③先行許可証による代替

都道府県知事は、申請者が既に許可（住民票の写し等を添付して受けたもので、5 年以内のもの）を受けている場合は、No. 9 から No. 14 までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあっては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができることとなっています。

④添付書類の省略

規則・要項の規定により同時に二以上の申請書、協議書等を提出する場合（例えば、法人が同一の都道府県知事に対して産業廃棄物収集運搬業の新規許可と産業廃棄物処分業の新規許可を同時に申請する場合）において、各申請書、協議書等に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書、協議書等にこれを添付し、他の申請書、協議書等には知事が別に定める添付書類省略一覧表を添付して、一の申請書、協議書等に添付した書類の添付を省略することができます。

<許可申請書>

(1) 使用する様式

次表の種類・区分に応じた様式に所定の事項を事前協議書と同様に記載してください。

種類	区分	様式の名称
産業廃棄物収集運搬業	新規許可	産業廃棄物収集運搬業許可申請書
	更新許可	
	変更許可	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書
特別管理産業廃棄物収集運搬業	新規許可	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書
	更新許可	
	変更許可	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

(2) 添付書類

事前協議書の添付書類を用いますので、提出は不要です。

産業廃棄物収集運搬業協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者

郵便番号 〒760-8570

住所 香川県高松市番町四丁目1番10号

氏名 香川 株式会社

代表取締役 香川太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 087-831-1111

記載例ですので事業の範囲、処分方法
等内容が一致していません。

産業廃棄物収集運搬業を行いたいので、関係書類等を添えて提出します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

①汚泥（無機性汚泥に限る。）②廃プラスチック類③がれき類
④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物についてはそれぞれ右欄のとおり。）

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含まない。

積替え保管を行う。

事務所及び事業場の所在地

(香川県内の拠点となる事務所の所在地)
事務所 香川県高松市番町四丁目1番10号
電話番号 087-831-1111

(事務所以外の営業拠点や積替え保管施設の所在地)
事業場 香川県〇〇市〇〇町大字〇〇字〇〇番〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

事業の用に供する施設の種類及び数量

4 t キャブオーバー 2台
11 t ダンプ 3台 計5台

土地の登記簿謄本のと
おりに記載すること。

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え保管場所：香川県〇〇市〇〇町大字〇〇字〇〇番〇〇

	面積	積上高さ	保管上限	種類
①	25m ²	1.25m	10.4m ³	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
②	20m ²	1 m	6.6m ³	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

県外からの産業廃棄物を取り扱うか否か

取り扱わない。

自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の取扱いの有無も記載すること。

担当者及び連絡先

担当者名 香川太郎
連絡先 087-831-1111

(日本産業規格 A列4番)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	高松市	09701000001
	愛媛県	03801000001

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

登記事項証明書の記載のとおり
に記載すること。

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住	所
かがわ かぶしがいしゃ 香川 株式会社	香川県高松市番町四丁目1番10号	

法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住	所

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

住民票の記載のとおり
に記載すること。

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
かがわ たろう 香川 太郎	昭和○年○月○日	香川県○○市○○町○○○○○番地	
	代表取締役	香川県○○郡○○町○○○○○番地○	
かがわ はなこ 香川 花子	昭和○年○月○日	香川県○○市○○町○○○○○番地	
	取締役	香川県○○郡○○町○○○○○番地○	
かがわ いちろう 香川 一郎	昭和○年○月○日	香川県○○市○○町○○○○○番地	
	監査役	香川県○○郡○○町○○○○○番地○	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	10,000株		出資の額	〇〇〇〇〇〇円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割合	住 所	
かがわ たろう 香川 太郎	昭和〇年 〇月〇日	1,000株	香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地	
		10%	香川県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇〇〇番地〇	
かがわ はなこ 香川 花子	昭和〇年 〇月〇日	500株	香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地	
		5%	香川県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇〇〇番地〇	
かがわ ゆうげんがいしゃ 香川 有限会社	昭和〇年〇月 〇日設立	2,000株		
		20%	香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	
	役職名・呼称	住	
かがわ じろう 香川 二郎	昭和〇年〇月〇日	香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地	
	高松事業所長	香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地	

記載行数は人数に応じて適宜調整してください。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

① 事業の概要

- ・主に、香川県内の建設現場から出る建設系廃棄物を収集し、自社積替え保管場所へ運搬・積替え後、株式会社〇〇中間処理場（所在地：〇〇）へ運搬する。
- ・主に、〇〇株式会社〇〇工場（所在地：〇〇）から出る汚泥を収集し、株式会社〇〇最終処分場（所在地：〇〇）に運搬する。

② 営業範囲

- ・香川県、〇〇県、〇〇県、〇〇県、〇〇県
（香川県外で排出された産業廃棄物の香川県内への持ち込みは行いません。）

香川県のホームページで確認し、処分方法も記載すること。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	（特別管理） 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合の積替え又は保管 を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	木くず	〇t/月	固形	〇〇建設(株) 香川県〇〇… 〇〇工業(株) 香川県〇〇… 〇〇商事(株) 香川県〇〇…	香川県〇〇…	(株)〇〇〇〇 香川県〇〇… 〇〇処分 〇〇処分 〇〇〇〇(株) 香川県〇〇… 〇〇処分
2	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)	〇t/月	固形	同上	香川県〇〇…	同上
3	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)	〇t/月	固形	同上	香川県〇〇…	〇〇〇〇(株) 香川県〇〇… 〇〇処分
4	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を除く。)	〇t/月	固形	同上	香川県〇〇…	(株)〇〇〇〇 香川県〇〇… 〇〇処分
5	汚泥	〇t/月	泥状	〇〇(株)〇〇工場 香川県〇〇…	なし	(株)〇〇 〇〇処分場 香川県〇〇… 〇〇処分
6						
7						
8						
9						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	香川 100 あ 11-11	3,800	(所有者) 株式会社環境〇〇	
2	キャブオーバー	香川 100 い 22-22	8,000	(所有者) 〇〇リース株式会社 (使用者) 株式会社環境〇〇	
3	タンク車	香川 800 う 33-33	5,000	環境太郎	賃貸契約 書添付
4	船舶	123456	6,000	(所有者) 株式会社環境〇〇	第〇〇丸
5	船舶は車両の欄を流用して記載してください。				
6					
7					
8					
9					
事務所の所在地	香川県〇〇… ※ 付近の見取り図を添付すること。				
駐車場の所在地	同上 ※ 付近の見取り図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途		容量	備考	
コンテナ	木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）		〇m ³		
フレコンバッグ	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）		〇m ³		

(3) 積替施設又は保管施設の概要

①所在地

香川県〇〇…

②保管する産業廃棄物の種類及び保管数量

木くず 〇〇m³

がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く) 〇〇m³

がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む) 〇m³

ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を除く) 〇〇m³

※積替施設又は保管施設がない場合は該当がない旨を記載。

【記載例 p. 15~17】

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 収集運搬の方法

- ・産業廃棄物の運搬車への積み込みは、直接現場にて、パワーショベル又は人力にて行う。
- ・積載した産業廃棄物は、荷崩れが生じないようにロープ等で固定する。
- ・運搬に当たっては、交通法規を遵守し、産業廃棄物の破損、落下等が生じないように慎重に運搬する。

(2) 契約及び産業廃棄物管理票

- ・排出業者から産業廃棄物の収集運搬を受託する場合は、あらかじめ書面にて排出事業者と処分業者との間で産業廃棄物処分委託契約を締結している事を確認した上で、排出事業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結するとともに、契約に従って産業廃棄物排出場所から処分業者まで運搬する。その際、マニフェストを使用しない排出事業者の産業廃棄物は、収集運搬しない。
- ・使用したマニフェストは、〇〇にて委託契約書とともに5年間保管する。マニフェストの管理者は、〇〇である。

(3) 車両毎の用途

①脱着装置付コンテナ専用車

木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）

②キャブオーバー

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

③タンク車

汚泥

(4) 収集運搬業務を行う時間

午前9時～午後5時（昼休憩1時間）

(5) 休業日

日曜、国民の祝日、年末年始（12月28日～1月3日）

従業員数の内訳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3 人	1 人	0 人	1 人	5 人	3 人	0 人	13 人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・飛散防止のため荷台にはシートがけを行う。
- ・石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、破碎することのないよう、適した容器に入れる等の措置を講じる。また、その他の物と混合するおそれのないよう、区分して収集運搬する。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

- ・保管場所は、作業のないときは門扉を閉め、施錠して第三者が立ち入れないようにする。
- ・積替え作業を行う際には、飛散・流出しないよう散水し、周りに人がいないことを確認した上で慎重に作業を行う。また、強風、大雨の際には作業をしない。
- ・石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物の積替え保管を行う場合は、その他の物と混合するおそれのないよう、仕切りを設置する。

運搬車両の写真

自動車登録番号
又は車両番号

船舶は第6面を流用して
記載してください。

写真の方向等について図示するのが望ましい。

前
面
写
真

注意事項

- ・カラー写真を使用すること。
- ・車両の前面（真正面）を撮影すること。
- ・ナンバープレートが確認できること。

側
面
写
真

注意事項

- ・カラー写真を使用すること。
- ・車両の側面（真横）を撮影すること。
- ・名称等の車体の表示が確認できること。

既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、
「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。
香川産廃のステッカーが貼られていること。（新規申請を除く）
車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付す
ること。

産業廃棄物収集運搬車
〇〇株式会社
△△△△△△

読み取れること

撮影

年 月 日

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	コンテナ	用途	木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・カラー写真を使用すること。・容器等の全体が写るように撮影すること。			

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・カラー写真を使用すること。・容器等の全体が写るように撮影すること。			

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資金の総額	25,000	
土 地	購入費 5,000	
事 務 所 1	造成費 2,500 建設費 5,000	
事 務 所 2	造成費 1,500 建設費 3,000	
収集運搬車両	購入費 2,000	
積替保管施設	造成費 2,000 建設費 4,000	
調 達 方 法	自 己 資 金	5,000
	借 入 金	20,000
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		

資産に関する調書 (個人用)

〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	定期預金		3,000
有価証券	株式	1,000株	100
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	110m ²	20,000
建 物	自宅	1棟	12,000
備 品			
車 両	ダンプ	1台	3,000
そ の 他			
資 産 計			38,100
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			19,000
短期借入金			500
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			19,500

価格、金額の数値については裏付ける資料が必要。

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

香川県知事 殿

申請者

住所 香川県〇〇…

氏名 株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

使用権原を有する書類（運搬車、積替え保管施設の土地建物等）

（車両を借用している場合）

賃貸借契約書（写し）又は使用承諾書（写し）等

使用承諾書

私の所有（使用）している下記の車両については、〇〇が産業廃棄物の収集運搬に使用することを承諾します。

記

自動車登録番号等：香川 〇〇 み 1 2 - 3 4

年 月 日

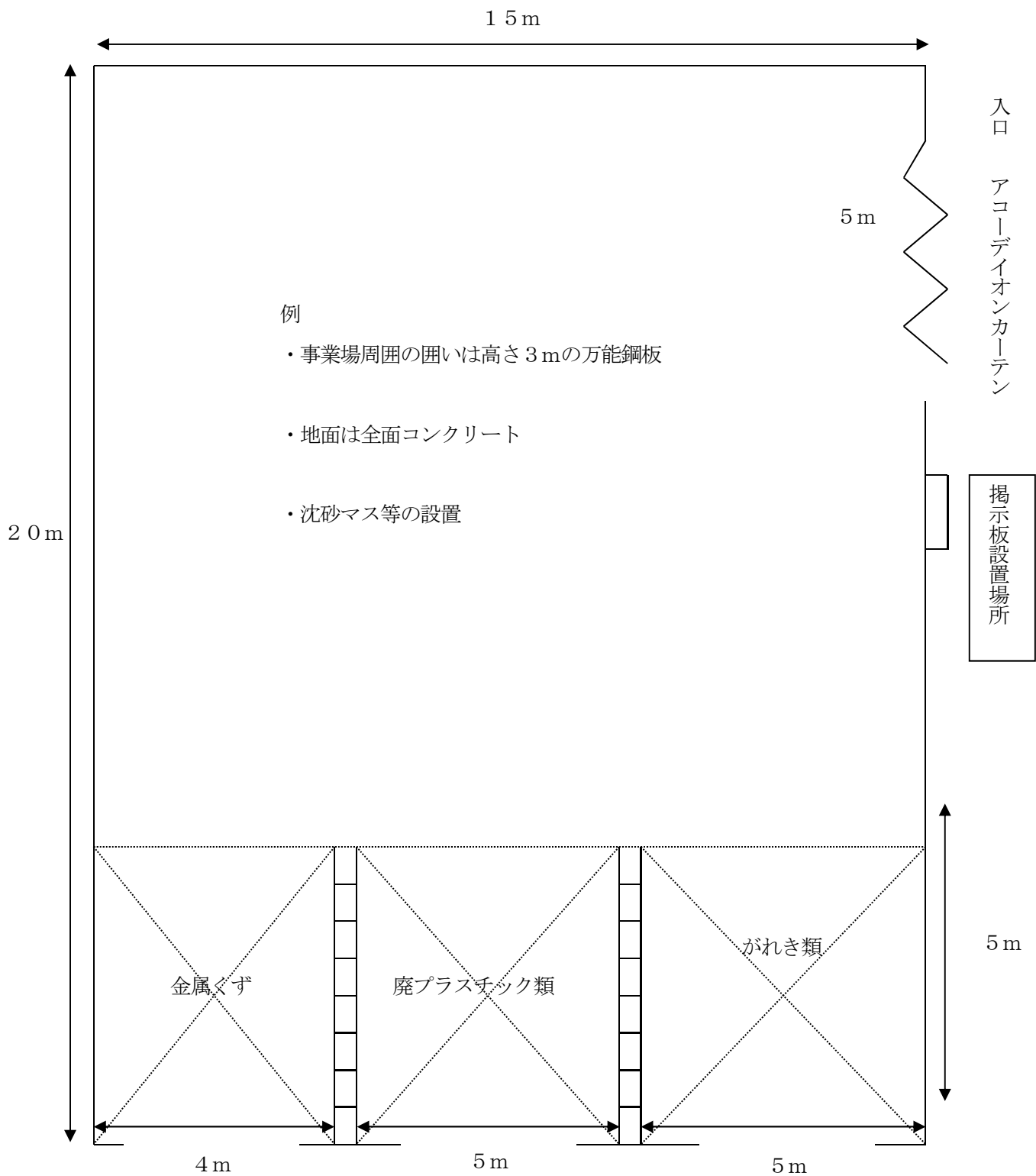
住 所

氏 名

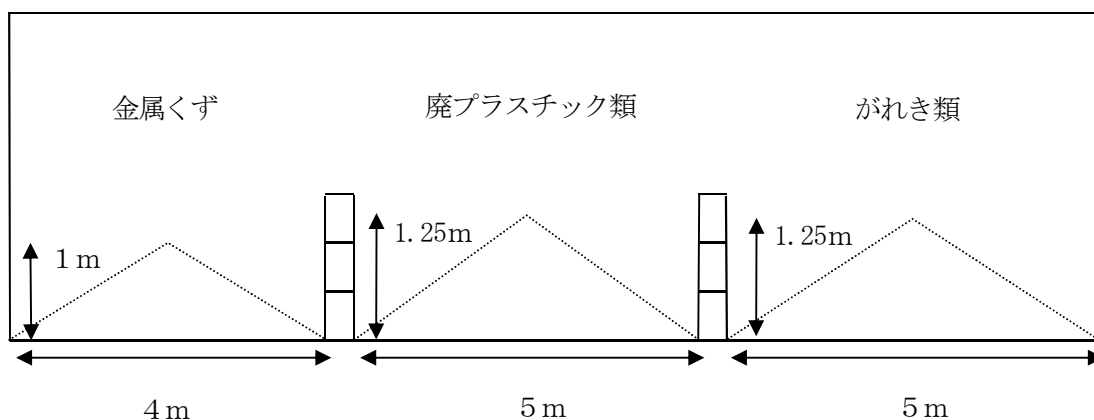
印

積替え保管施設の配置図例

1 平面配置図



2 立面配置図及び容量計算書



<容量計算>

○ 金属くず

- ・ 面積 $5\text{ m} \times 4\text{ m} = 20\text{ m}^2$
- ・ 最大積上高 1 m
- ・ 保管上限 $20 \times 1 \times 1/3 = 6.6\text{ m}^3$

○ 廃プラスチック類

- ・ 面積 $5\text{ m} \times 5\text{ m} = 25\text{ m}^2$
- ・ 最大積上高 1.25 m
- ・ 保管上限 $25 \times 1.25 \times 1/3 = 10.4\text{ m}^3$

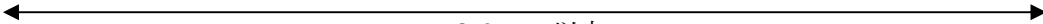
○ がれき類

- ・ 面積 $5\text{ m} \times 5\text{ m} = 25\text{ m}^2$
- ・ 最大積上高 1.25 m
- ・ 保管上限 $25 \times 1.25 \times 1/3 = 10.4\text{ m}^3$


※平面配置図、立面配置図、容量計算は、積替え保管する産業廃棄物ごとに区分されていること。

積替え保管施設における掲示板の作成例

産業廃棄物積替え保管場所			
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、がれき類		
管理者	〇〇株式会社		
連絡先	氏名：〇〇〇〇	TEL：〇〇〇〇	
産業廃棄物の種類	面積	容量	高さ
廃プラスチック類	○m ²	○m ³	○m
金属くず	○m ²	○m ³	○m
がれき類	○m ²	○m ³	○m



60 cm以上



60 cm
以上

(参考資料)

産業廃棄物の積替えのための保管の基準

構造等基準

(1) 囲いの構造

産業廃棄物の荷重が直接かかる場合の囲いの構造耐力上の安全性の確保（対廃棄物の荷重のほか、風圧力、地震力等）

(2) 保管場所の掲示板の設置

① 掲示板の寸法

縦60cm×横60cm 以上

② 表示すべき事項

- ・ 産業廃棄物の積替えのための保管場所である旨
- ・ 保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
- ・ 管理者の氏名又は名称及び連絡先（管理を担当する課、係名、電話番号）
- ・ 最大積み上げ高さ（屋外で容器を用いずに保管する場合）
- ・ 積替えのための保管上限

(3) 産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止（必要に応じ排水溝等を設置、底面を不浸透性材料で覆うこと）

保管高さ制限

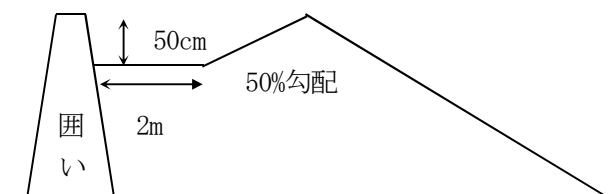
（屋外で容器を用いずに保管する場合）

(1) 廃棄物が囲いに接しない場合

囲いの下端から50%勾配

(2) 廃棄物が囲いに接する場合

- ・ 囲いの内側2mは、囲い高さより50cm以下
- ・ 2m以上内側は、2m線から勾配50%以下



産業廃棄物の保管量の上限

積替え保管ができる数量は、1日当たりの平均搬出量の7倍以内

※ 例外

○船舶運搬の場合

船舶積載量>保管上限

（参考）産業廃棄物の処分のために保管ができる数量は、1日当たりの処理能力の1.4倍以内

※ 例外

- 船舶 : 船舶積載量+保管上限×1/2
- 定期点検（点検期間中） : 1日処理能力×点検日数+保管上限×1/2
- 定期点検（点検終了日翌日から60日） : 点検終了日に保管されていた数量
- 豪雪地帯の廃タイヤ : 1日処理能力×60
- 建廃の再生 分別された木くず、コンクリートの破片 : 1日処理能力×28
分別されたアスファルト・コンクリートの破片 : 1日処理能力×70
- 廃プラスチック類（優良認定を受けた業者が
処分又は再生のために保管する場合） : 1日処理能力×28